

JALファミリークラブ

海外赴任者総合保障制度



個人賠償責任保険、個人包括賠償責任保険、海外旅行保険

※本保障制度はJALファミリークラブ会員かつJALカード会員のみご加入いただけます。



■告知義務・通知義務について

お申込みの際、お引受・保険料を決定するために加入依頼書の告知欄で弊社がお伺いする事項（告知事項）については、事実を正確にご記入いただく「告知義務」があります。また、ご契約いただいた後も、加入者証記載の事項に変更が生じたときは、保険会社に通知いただく「通知義務」があります。故意または重大な過失により事実を告知されなかったり事実と異なる告知をされすと「告知義務違反」として、また、変更の生じた事実を遅滞なく通知されなかった場合は「通知義務違反」として、保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがありますので、くれぐれもご注意ください。

■事故の通知について

この保険の対象になる事故が発生した場合には、事故の発生の日から30日以内に取扱代理店または弊社までご連絡ください。正当な理由がなくご通知のない場合、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。賠償事故が発生した場合も、事故の発生の日から遅滞なくご連絡のうえ、その後の手続きにつきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社と相談されずに支払われることのないようにご注意ください。なお、盗難事故の場合は、ただちに所轄の警察署へ届出をしてください。

■ このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

また、ご契約に際しましては、事前に、重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を必ずご覧ください。

■ 弊社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しています。

引受保険会社

AIU損害保険株式会社

東京都新宿区西新宿2-4-1新宿NSビル14階
http://www.aiu.co.jp

お問合せ・お申込みは

グローバルプロテクション株式会社

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町8-17 シャレー渋谷ビル3F

TEL：03-5489-3946 FAX：03-5489-3945

URL：http://www.global-protection.co.jp

e-mail：jfc@global-protection.co.jp

海外赴任者総合保障制度の特長

1. ご家族ぐるみで幅広い保障

AIUの安心と信頼のネットワークがあなたとご家族の海外赴任生活をサポートします。

2. ニーズに合わせてプランは多彩

基本プラン（個人賠償責任保険＋個人包括賠償責任保険）にオプションプラン（海外旅行保険）を自由に組み合わせることができます。米国内で自動車保険加入をご希望の皆様へご加入のお手伝いをいたします。滞在目的が留学でもご加入いただけます。

3. 便利なカード決済

保険料はJALカードでの決済（円建て）となります。未加入の方は合わせてお申し込みください。

4. AIGの海外ネットワーク

AIU損害保険株式会社は、損害保険業界の世界的なリーダーであり、130以上の国や地域で顧客にサービスを提供しているAIGグループの一員です。

※日本国外からのお申し込みはできません。出発前にお申し込みください。

引受保険会社： **AIU損害保険株式会社**

2013年8月版

1. 基本プラン【個人賠償責任保険+個人包括賠償責任保険】

生活習慣の異なる海外では、日常生活のちょっとしたトラブルにも注意が必要。

思いもよらない高額な賠償金を請求されることもあります。

海外での豊富な経験をもつAIUが賠償責任を補償する保険を基本プランとした理由です。

こんな時にお役に立ちます。

基本プラン(個人賠償責任保険+個人包括賠償責任保険)

保険金額(支払限度額)

の部分が個人包括賠償責任保険にて補償されます。
の部分が個人賠償責任保険にて補償されます。
(保険金額(支払限度額):2000万円)
の部分が自己負担となります。



自転車に人につづり、ケガをさせてしまった場合など。 失火により借家を損壊させてしまった場合など。 自動車を運転中、誤って人をはねてしまった場合など。 自宅のホームパーティーでゲストから預かったコートにしみをつけてしまった場合など。 来客が階段を踏外してケガをした場合など。

自動車事故による賠償責任の自己負担額(免責金額)については、現地の自動車保険に加入する必要があります。

上記自動車事故による賠償責任は現地で加入する自動車保険の上乗せ保険となります

※1 自動車事故による賠償責任の自己負担額(免責金額)

●アメリカ合衆国・カナダ
対人1名につき US\$100,000
対人1事故につき US\$300,000
対物1事故につき US\$25,000
●その他地区
対人・対物共通1事故につき US\$50,000
ただし、上記金額または現地の自動車保険のお支払額のいずれか高い額を超えた部分が保険金支払いの対象となります。

(注1)基本プランは、同行のご家族(ご本人の配偶者、ご本人または配偶者と生計を共にする同居のご親族、ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様)も対象となります。

(注2)基本プランは業務に起因する事故については補償しません。

加入特典:米国(※グアム・サイパンは除く)での自動車保険の加入紹介サービス

ご加入時にお渡しするしおりに記載の連絡先にお電話ください。
自動車保険のご相談を承ります。

米国での駐在・留学には自動車は欠かせません。

AIUの現地自動車保険の紹介サービスなら、日本語でご加入のお手伝いをいたします。

また、もし現地の自動車保険の賠償限度額を超える事故があっても、基本プランで2億円まで補償いたします。

1. ご紹介サービスをご利用頂ける方

- 基本プランに加入しているJALファミリークラブ会員(AIG Travel Assist社で提供しているAIGインターナショナルサービスの会員番号が必要)
- アメリカでの住所が決まっている
- 保険をかけるお車が決まっている
- 21才以上で運転歴3年以上お持ちの方

※ただし、過去の事故歴、車の種類などによりお引き受けができない場合がありますのでご了承ください。

2. 補償内容

対人・対物・車両(任意)及び各州で必要とされる補償項目

3. 賠償限度額

対人1人につき	US\$ 100,000
対人1事故につき	US\$ 300,000
対物1事故につき	US\$ 25,000

※車両保険については車両の時価額

4. 保険料

州・居住地区により基本保険料が異なります。さらに年令、運転歴、既婚/未婚、通勤に利用する・しない、その他5~10項目の算出基準により保険料が大幅に異なります。一般に外国から来て間もない契約者は非常に高額な保険料を請求されることも多い(対人・対物賠償保険のみで2,000~3,000ドルということも希ではありません)のですが、特にAIG Travel Assist社で提供しているAIGインターナショナルサービス会員というステータスと信用により、合理的かつ経済的な保険料でのご加入をお手伝いします。ただし、一部の州では、上記と同等のサービス提供は出来ませんのでご了承ください。詳しくは、お申し込みの際ご確認ください。

※本サービスをご希望の方は海外赴任者総合保障制度のしおりをご確認の上、AIGインターナショナルサービス(エイジス)までご連絡ください。

2. オプションプラン【海外旅行保険】

海外に赴任するあなたとご家族を安心と信頼のネットワークがサポートします。

広がる世界へ、安心を携えて。

Point
1

AIUアシスタンスセンターにおまかせ!!

- グローバルなネットワークを持つAIU。
- 24時間365日、日本語による電話サポート。



24時間日本語対応



電話1本でOK

入院・転院の手配	緊急移送時の輸送機関の手配	付添医師・看護師の手配
キャッシュレス・メディカルサービス	医師・病院の紹介・手配	入院時のご家族への状況報告
電話による医療通訳サービス	医療情報の提供	
検索・救援機関の紹介・手配、 救援者のホテルなどの手配 まで	パスポートやクレジットカードなどの 紛失・盗難時の手続きのご案内	弁護士との紹介・手配
	保険金請求手続きに係るご相談	

◆AIUアシスタンスセンターではご連絡をいただいてから、お客さまの状況に適したサービスをご案内いたします。

Point
2

キャッシュレス・メディカルサービスを提供

キャッシュレス・メディカルサービスとは:

米国を中心に、世界55万ヶ所以上の医療機関で、その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービスです。お手元に現金をお持ちでなくても、安心して治療が受けられます。

ご利用方法

step 1

AIUアシスタンスセンターにご連絡ください。

step 2

病院の受付カウンターにお越しください。

step 3

AIUの海外旅行保険インシュアランスカード(契約証)をご提示ください。

step 4

病院が案内する所定の書類またはAIU指定の保険金請求書をご記入ください。

■ご利用に際してのご注意

※保険の対象とならない費用や保険金額(ご契約金額)を超えた部分の費用については、上記サービスはご利用になれません。

※医療機関側の理由などで上記サービスを受けられない場合があります。受診前にAIUアシスタンスセンターまたは病院へご確認ください。

こんな時にお役に立ちます。

オプションプラン(海外旅行保険)のご説明

傷害死亡	出張・駐在・留学中に事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合	生活用財産(長期用)	出張・駐在・留学中に携帯するスーツケース、カメラ、時計などを盗まれたり、あやまって落として破損した場合や、パスポートの盗難により再取得する場合など。また、アパートなどの居住施設または宿泊施設に保管中の物が盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合など
傷害後遺障害	出張・駐在・留学中の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	救援者追加費用(治療救援費用にセットされています)	出張・駐在・留学中に同行不明になったり誘拐にあった場合に、親族(その代理人を含みます。)が現地へ行く費用、捜索・救援費用(300万円限度)を補償
疾病死亡	出張・駐在・留学中に病気の原因で亡くなった場合(旅行行程終了後72時間以内に治療を開始し、旅行行程終了日を含めて30日以内に亡くなった場合を含む)	緊急一時帰国費用(オプション)	出張・駐在・留学中に家族(※1)の死亡・危篤などにより一時帰国した場合に、往復の交通費、宿泊費などを補償(海外渡航前からですに入院中であつたり、治療を受けている疾病などが原因となるものは対象となりません)。また、「家族緊急一時帰国費用」を追加することによって、帯同される家族(※2)の費用も補償
治療・救援費用	出張・駐在・留学中にケガや病気の治療を受けた場合(旅行行程終了後72時間以内に病気の治療を開始した場合を含む)の治療費のお支払いや、3日以上入院または搭乗中の飛行機が遭難し、日本からご家族(その代理人を含みます。)が現地に行く場合など		

(※1)配偶者または2親等以内の親族

(※2)配偶者、子、または被保険者と生計を共にする3親等以内の親族

3. ご契約タイプ一覧表

- 本保障制度はJALファミリークラブ会員かつJALカード会員の方のみご加入いただけます。
詳しくは取扱代理店までご連絡ください。
- 日本国外からのお申し込みはできません。出発前にお申し込みください。

【1. 基本プラン[個人賠償責任保険／個人包括賠償責任保険]

給付項目	保険金額(支払限度額)	年 間 保 険 料			※1 個人包括賠償責任保険は、第一次保険(個人賠償責任保険、米国で加入いただいた自動車保険)で補償される損害については、その補償限度額を超過する金額を、第一次保険の対象とならない損害については個人包括賠償責任保険の自己負担額を超過する金額をお支払いします。 ※2 「個人包括賠償責任保険追加特約 受託財物危険条項」で補償します。
個人賠償責任保険	2,000万円	北米	ヨーロッパ・オセアニア	その他地域	
個人包括賠償責任保険 ※1	2億円		33,230円	(アジア・中米・南米・アフリカ・中東)	
受託財物賠償責任 ※2	100万円(自己負担額5万円)				
被害者治療費用	20万円	45,000円			

【2. オプションプラン[海外旅行保険]

重要 ①旅行者(被保険者)が満15才未満(旅行出発日時点)の場合 ②申込人(加入依頼者)と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合
上記①または②に該当する場合、傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して1,000万円を上限とさせていただきます。

■ご本人用プラン(満69才以下)

保 険 金 額	給付項目／タイプ	244(62)	260(63)	261(64)	247(65)
	傷害死亡	1,000万円	1,000万円	3,000万円	100万円
	傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円～1,000万円	30万円～1,000万円	90万円～3,000万円	3万円～100万円
	治療・救援費用(支払限度額／1事故・1疾病あたり)	1,000万円	無制限(注)	無制限(注)	—
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	3,000万円	—
	生活用動産(長期用) (家財・身の回り品など1個あたり10万円限度) (乗車券・航空券等の場合は5万円限度)	100万円限度			
年間保険料		166,410円	214,600円	252,720円	24,360円

(注)無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。

■緊急一時帰国費用補償特約

■本人のみ

下記の追加保険料をお支払いいただくことにより、ご本人の緊急一時帰国費用をカバーすることができます。

保 険 金 額	70万円
年間保険料	22,970円

■ご家族

左記緊急一時帰国(本人のみ)の保険料に追加して下記の保険料をお支払いいただくことにより、帯同家族全員の緊急一時帰国費用をカバーすることができます。

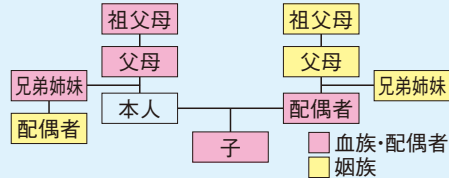
保険金額(1名)	70万円
年間保険料	25,280円

緊急一時帰国費用補償特約とは

緊急一時帰国費用補償特約は配偶者または2親等以内の親族の死亡・危篤等(※)により一時帰国した場合に、往復の航空運賃、ホテル代などをお支払いします。帯同家族がいらっしゃる場合には併せて家族緊急一時帰国費用補償特約もご選択ください。

※この特約において「危篤」とは、重傷または重病のために生命が危うく予断を許さない状態であると医師(被保険者が医師である場合は被保険者以外の医師をいいます)が判断した場合を言います。

〈ご本人の2親等以内の主な親族〉



重要:緊急一時帰国費用は海外渡航前から既に入院中であつたり、治療を受けている疾病などが原因となるものは対象となりません。

契約上のご注意

- この保険は駐在・研究／留学の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまでの損害を補償の対象としています。したがって、次の場合はお引き受けできませんので、予めご了承ください。(ご加入に際し、確認のためパスポートのご提示が必要となりますことがあります。)
 - ・永住権を持っている国へ居住する目的で渡航する場合(アメリカのグリーンカード・ミラタリーID保持者など)
 - ・帰国の予定が不明確な場合
 - ・渡航後(旅行期間の途中から)の加入をご希望の場合など
- 「キューバ」が渡航先に含まれる場合は、お引き受けができません。また、出発後の予定の変更により「キューバ」に渡航された場合など、いかなる場合でも、「キューバ」で生じた事故については保険金をお支払いすることができません。
- 加入依頼者と旅行者(被保険者)が異なる場合で、旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合、または旅行者(被保険者)が旅行出発日時点で満15才未満の場合は、同一の補償内容を提供するほかの保険契約や共済とそれぞれと合算で傷害死亡保険金額、疾病死亡保険金額は、1000万円を上限とさせていただきます。
- この保障制度の保険期間は1年となります。出張・駐在予定期間が1年を超える場合には保険期間を1年間と設定し、以降のご契約については特段のお申出が無い限り団体契約者が更新のお手続きを行います(満期3か月前にご通知させていただきます)。
- オプションプランは生後6か月から満69才以下の現症・既往症(※)の無い方を被保険者としてご加入いただけます。
※現症・既往症とは、次の場合をいいます。
 - ・現在、ケガや病気で医師の治療、投薬を受けているか、または医師から精密検査、定期的な診察、治療、投薬のいずれかをすすめられている場合
 - ・これまで継続して1か月以上入院したこと、または脳疾患、心疾患、ガンを患ったことがある場合

■ご家族用プラン(1名につき)(満69才以下)

保 険 金 額	給付項目／タイプ	251(G1)	262(H1)	263(I1)
	傷害死亡	1,000万円	1,000万円	3,000万円
	傷害後遺障害 (後遺障害の程度に応じて)	30万円～1,000万円	30万円～1,000万円	90万円～3,000万円
	治療・救援費用(支払限度額／1事故・1疾病あたり)	1,000万円	無制限(注)	無制限(注)
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	3,000万円
年間保険料		142,910円	191,100円	229,220円

(注)無制限とは、治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。

ご家族の追加加入について

ご本人の出発後、オプションの海外旅行保険に追加加入される場合は、「JALファミリークラブ海外赴任者総合保障制度のしおり」に同封されております契約内容変更通知書にご記入のうえ取扱代理店までお送りください。なお、基本プランは同行のご家族(ご本人の配偶者、ご本人または配偶者と生計を共にする同居のご親族、ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様)も対象となりますので、手続きは不要です。

お申し込みについて

ご出発日が確定しましたら、お早めにお手続きください。ご出発後、日本国外からのお申し込みはできませんのでご注意ください。

保険料のお支払いについて

JALカードでの決済となります。JALカード決済日にお客様のJALカード指定口座より自動振替させていただきます。未加入の方は審査に1か月を要しますのでJALカードへのお申し込みをお早めをお願い致します。

- 駐在地によっては、その国の法律により日本の保険会社と保険契約を締結することを制限している場合があります。
- 治療・救援費用はケガの場合は事故の日から、また病気の場合は治療開始の日からいずれの場合もその日を含めて180日以内の治療費用をお支払いいたします。また、既往症、歯科疾病等はお支払の対象となりません。
- 緊急一時帰国費用(オプション特約)
 - ・本特約の対象となる費用について、勤務先の慶弔規定などにより給付を受けることができる場合は、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。場合によっては本特約のお引き受けができないことがありますので、予めご了承ください。
 - ・家族緊急一時帰国費用追加補償特約は、緊急一時帰国費用補償特約とセットしてのご契約となります。また「帯同家族」とは、ご本人の配偶者、お子様およびご本人と生計を共にする3親等以内の親族をいいます。
 - ・ご契約後、本特約の保険金支払対象となる費用について、加入依頼者またはご本人が給付を受けることができる慶弔規定などの制度が、勤務先などで制定されるとき、または制定されていることをお知りになったときはお申し出ください。
- 解約保険料は、契約者から書面によりご連絡いただいた日を「解約請求日」とし、満期(保険終期)までの未経過保険期間に対する保険料を返還します。ご契約の保険期間が2か月以上の場合、未経過保険期間に対する保険料を1か月単位で返還しますので、未経過保険期間が1か月未満の場合には返還保険料がありませんので、予めご了承ください。

海外赴任者総合保障制度の概要

注意：本制度は日本航空株式会社を契約者とし、JALファミリークラブ会員を被保険者とする個人賠償責任保険、個人包括賠償責任保険、海外旅行保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日本航空株式会社が有します。

1.基本プラン（個人賠償責任保険／個人包括賠償責任保険）

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任保険 （「個人国外危険補償特約」セット）	次の①および②に記載の偶然な事故による他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、被保険者（保険の補償を受けられる方）（注1）が法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。 ①住宅（注2）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活（注3）に起因する偶然な事故 〔注1〕この補償における被保険者は、保険証券に記載の被保険者ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはご本人の配偶者と生計を共にする同居の親族、ご本人またはご本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様をいいます。 〔注2〕保険証券に記載の被保険者ご本人の居住の用に供される保険証券に記載された住宅をいい、同一敷地内の動産および不動産を含みます。 〔注3〕住宅（注2）以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。	1回の事故につき、保険金額（支払限度額）を限度として、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額など（注1）をお支払いします。 〔注1〕損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用、他人に損害賠償の請求をすることができるときにその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用なども対象となります。 〔注2〕賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。	・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の業務に直接起因する損害賠償責任 など
個人包括賠償責任保険 （「個人包括賠償責任保険追加特約」／「被害者治療費補償特約」セット）	海外駐在中に ①被保険者（保険の補償を受けられる方）（注）の日常生活に起因する偶然な事故により、他人にけがをさせたり、他人のものをこわしたりして法律上の損害賠償責任を負担した場合 ＜個人包括賠償責任保険追加特約＞ ②被保険者の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にけがをさせたり他人のものをこわしたりして法律上の損害賠償責任を負担した場合 ＜個人包括賠償責任保険追加特約＞ ③被保険者の所有、使用または管理する自動車に起因する偶然な事故により、他人にけがをさせたり、他人のものをこわしたりして法律上の損害賠償責任を負担した場合 ＜個人包括賠償責任保険追加特約＞ ④一時的に預かった他人のものを損壊して法律上の損害賠償責任を負担した場合 ＜個人包括賠償責任保険追加特約＞ ⑤被保険者の借用住宅の火災、爆発、破裂および漏水、放水または溢水による水漏れの原因により、その借用住宅に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負担した場合 ＜個人包括賠償責任保険追加特約＞ ⑥被保険者がホテル等の宿泊施設の客室の使用、借用または管理に起因する偶然な事故により、その客室に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負担した場合 ＜個人包括賠償責任保険追加特約＞ ⑦被保険者の住宅内で来客などがけがをしたとき賠償責任はななくその治療費を負担した場合 ＜被害者治療費補償特約＞ など 〔注〕この補償における被保険者は、保険証券に記載の被保険者ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはご本人の配偶者と生計を共にする同居の親族、ご本人またはご本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚のお子様をいいます。	1回の事故につき、保険金額（支払限度額）を限度として、第一次保険（個人賠償責任保険、個人賠償責任保険（長期用）、米国で加入いただいた自動車保険）で支払われる保険金（共済金を含みます）または自己負担額（注1）のいずれか高い額を超過する損害賠償金をお支払いします。ただし、一時的に預かった他人のものを損壊して法律上の損害賠償責任を負担した場合の損害については、1事故および1保険期間中100万円を限度とします。 〔注1〕（1）保険金をお支払いする主な場合の③については、下記の自己負担額とします。 ＜事故発生地＞ ＜自己負担額＞ 身体の障害1名につき 10万アメリカドル 身体障害1事故につき 30万アメリカドル 財物の損壊1事故につき 2万5千アメリカドル 上記以外（アメリカ・カナダ・日本を除く） 身体障害・財物の損壊共通限度額で、1事故につき5万アメリカドルまたは事故発生地域において自動車の運行に関する法律等で要求されている最低保険金額 （2）保険金をお支払いする主な場合の①・②・④・⑤・⑥については、自己負担額は5万円とします。 〔注2〕損害賠償金と合わせて、次の費用（※）を保険金額（支払限度額）を限度にお支払いします。 （1）他人に損害賠償請求ができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した必要または有益な費用 （2）弊社が認めた損害賠償責任の解決のための訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用 （3）被保険者が弊社の要求に従い、協力するために直接要した費用 ※収入の喪失など間接的に生じた費用を除きます。 ＜被害者治療費補償特約＞ 被害者1名につき、保険金額（支払限度額）を限度として、事故の日から3年以内に要した治療費用をお支払いします。	・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ・被保険者の業務に直接起因する損害賠償責任 など

2.オプションプラン（海外旅行保険）

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて 180日以内に 死亡したとき	傷害死亡保険金額の全額を被保険者（保険の対象となる方）の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。 〔注〕同一のケガにより、すでに支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、下記の額をお支払いします。 お支払い額＝傷害死亡保険金額－すでに支払われた傷害後遺障害保険金の額	次のような事由により生じたケガ ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・脳疾患、疾病、心神喪失 ・妊娠、出産、早産、流産 ・被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故 ・戦争、革命などの事変 ・放射線照射、放射能汚染 ・旅行行程開始前または終了後に発生したケガ …など
傷害後遺障害（区分表型） 後遺障害保険金の支払対象拡大に関する特約セット	旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて 180日以内に 身体に後遺障害が生じたとき	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の 3%～100% をお支払いします。 〔注〕保険期間（保険のご契約期間）を通じて合算し、傷害後遺障害保険金額が限度となります。	①次のような事由により生じたケガ ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・脳疾患、疾病、心神喪失 ・妊娠、出産、早産、流産 ・被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故 ・戦争、革命などの事変 ・放射線照射、放射能汚染 ・旅行行程開始前または終了後に発生したケガ ②むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの …など

補償項目		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
疾病死亡		①旅行行程中に病気により死亡したとき ②「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後 72時間以内に 発病した病気」（※）により、旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき（ただし、旅行行程終了後 72時間を経過するまでに 医師の治療を開始したものに限ります。） ③旅行行程中に感染した感染症（治療・救済費用 ●疾病治療費用部分②に記載の感染症）により旅行行程が終了した日からその日を含めて 30日以内に 死亡したとき （※）その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。	疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方にお支払いします。	①次のような事由により生じた病気 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・戦争、革命などの事変 ・放射線照射、放射能汚染 ②妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気 ③歯科疾病 …など
治療・救済費用（救済者費用等追加補償特約セット）		●傷害治療費用部分 旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けたとき ●疾病治療費用部分 ①「旅行行程中に発病した病気」または「旅行行程終了後 72時間以内に 発病した病気」（※1）により、旅行中または旅行行程終了後 72時間を経過するまでに 医師の治療を開始したとき ②旅行行程中に感染した感染症（※2）により旅行行程が終了した日からその日を含めて 30日を経過するまでに 医師の治療を開始したとき ●救済費用部分 ①・旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故の日からその日を含めて 180日以内に 死亡したとき ・旅行行程中に病気または妊娠、出産、早産、流産を原因として死亡したとき ・旅行行程中に発病した病気（旅行行程中に医師の治療を開始した後も引き続き医師の治療を受けていた場合に限ります。）が原因で旅行行程が終了した日からその日を含めて 30日以内に 死亡したとき ②旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは旅行行程中に発病した病気（旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。）が原因で継続して3日以上入院（※3）したとき ③旅行行程中に搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難したとき、旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できないとき、または捜索・救助活動が必要となったとき ④旅行行程中に誘拐されたとき、または行方不明になったとき （※1）その原因が旅行行程開始前または終了後に発生したものを除きます。 （※2）感染症とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、頸口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。 （※3）医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	●傷害・疾病治療費用部分 1回のケガ、病気につき、被保険者が現実に出した費用で、社会通念上妥当な次の費用を治療・救済費用保険金額の範囲内でお支払いします。ケガの場合は事故の日からその日を含めて 180日以内 、病気の場合は治療開始日からその日を含めて 180日以内 に要した費用に限ります。 ①診療費関係（保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。）、緊急移送費、ホテル客室料（治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料）、入院・通院のための交通費および通訳雇入費で治療のために現実に出した金額。 ②入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費のうち現実に出した金額。ただし、身の回り品購入費は 5万円 、合算で 20万円 を限度とします。 ③医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に出した交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その金額を差し引きます。） ④法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 〔注1〕日本国内で治療を受けられ、健康保険や労災保険などから支払いがなされ被保険者が支払わなくてもよい場合、または海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が診療機関に支払わなくてもよい部分を差し引いてお支払いします。 〔注2〕被保険者が健康診断または予防接種を受けたときに支出した費用に対しては、保険金をお支払いできません。 ●救済費用部分 保険契約者、被保険者またはその親族が実際に支出した次の費用をお支払いします。ただし、治療・救済費用保険金額をもって1回の事故などの支払いの限度とします。（「保険金をお支払いする場合」の④の場合は、 300万円上限 ） ①捜索救助費用 ②現地までの航空運賃などの往復運賃（救済者 3名分まで ） ③現地および現地までの行程におけるホテル客室料（救済者3名かつ1名につき 14日分まで ） ④現地からの移送費用 ⑤遺体処理費用（ 100万円まで ）（ただし、花代、読経代および式場費などの葬儀費用など、遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。） ⑥諸雑費（救済者の渡航手続費、現地での交通費・通信費など合計で 20万円まで ）	①次のような事由により生じた費用 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為（自殺行為を行い、その行為の日からその日を含めて 180日以内に 死亡した場合の救済費用を除きます。） ・被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故（死亡した場合の救済費用を除きます。） ・戦争、革命などの事変 ・放射線照射、放射能汚染 ②むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ③妊娠、出産、早産、流産およびこれらに基づく病気 ④歯科疾病 ⑤カイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）による治療 …など
生活用財産（長期用）		海外現地での宿泊・居住施設に保管中の物および通商・買物・旅行などの際に携行している身の回り品（被保険者が旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りたものを含みます。）が、火災・盗難などの偶然な事故により損害を受けたとき 〔注〕現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のために使用する物、別送品などは 含みません 。	家財・身の回り品など1個（1点・1組または1対）あたり 10万円 （乗車券・航空券などの場合は 5万円 ）を 限度 としてその損害が生じた地および時における保険の目的の価額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。ただし、保険金額をもって同一保険年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。旅券については、その再発給または渡航書発給の費用（領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄の在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料などを含みます。）を1回の事故につき5万円を限度としてお支払いします。	次のような事由により生じた損害 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・被保険者による自動車などの酒気帯び運転、無資格運転中の事故 ・戦争、革命などの事変 ・放射線照射、放射能汚染 ・差押え、没収 ・欠陥、自然の消耗、さび、変色 ・修理、調整作業上のミス ・詐欺、横領 ・紛失、置き忘れ ・塗料のはがれなど外観のみの損傷 …など
オプション	緊急一時帰国費用	海外渡航期間中（一時帰国している期間を除きます。）に生じた次の事由により一時帰国したとき（※一時帰国とは、日本国に帰国することをいいます。以下同様とします。） ①配偶者または2親等以内の親族の死亡 ②配偶者または2親等以内の親族の危篤 ③配偶者または2親等以内の親族の搭乗する航空機もしくは船舶の遭難・行方不明 〔注〕上記の事由が生じた日からその日を含めて 10日を経過した日までに 一時帰国し、かつ、帰国日（入国手続きを完了した日）からその日を含めて 30日以内に 再び海外の居住地へ戻ることがお支払いの要件となります。	保険契約者または被保険者が支出した社会通念上妥当な次の費用を、1回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払いします。 ①往復の航空運賃などの交通費 ②ホテルなど客室料および諸雑費（合計して 20万円まで ） ・一時帰国の行程および一時帰国した地におけるホテルなどの宿泊料（ 14日分まで ） ・諸雑費（通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費など） 〔注1〕同一の配偶者または2親等以内の親族に生じた同一の原因により複数回帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用はお支払いの対象となりません。ただし、同一の配偶者または2親等以内の親族の危篤により2回以上帰国した場合で、2回目の一時帰国後30日以内に死亡した場合は、2回目の一時帰国についても保険金をお支払いします。 〔注2〕保険契約者、または被保険者が勤務先の慶弔規定などにより給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。	①次のような事由により生じた費用に対しては、保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ・海外渡航期間開始前に発病した疾病 ②左記「保険金をお支払いする場合」①・②の原因または③の事由が発生したとき以前に購入またはその予約がなされた航空券などを利用して一時帰国した場合は、保険金をお支払いできません。 …など
		家族緊急一時帰国費用追加補償特約をセットされる場合、被保険者に帯同する家族（配偶者、子、または被保険者と生計を共にする3親等以内の親族）が一時帰国した場合に支出した費用を追加してお支払いします。		